

17. 産業廃棄物研究懇談会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境衛生施設工業会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）第39条の規定に基づき、産業廃棄物研究懇談会（以下「研究懇談会」という。）の運営等を円滑に行うことを目的とする。

(研究懇談会の業務)

第2条 研究懇談会は、本会定款第3条の目的を遂行するために、産業廃棄物に関する次の業務を行う。

- (1) 産業廃棄物処理施設の整備促進及び普及ならびに技術開発に関する調査研究
- (2) 産業廃棄物処理施設の整備促進及び普及に関する情報の収集及び交換
- (3) 産業廃棄物に係る行政施策及び関係団体への協力と連絡協調
- (4) その他前各号の業務を達成するために必要な事項

2 研究懇談会は、前項の事業及び研究懇談会の運営を行うにあたり、本会の企画運営委員会、技術委員会、分科会及びその他の委員会等と相互に連絡し協力するものとする。

(研究懇談会の構成等)

第3条 研究懇談会は、本会の定款第5条第1号に定める正会員であって、研究懇談会の事業に参加を希望する正会員で構成する。

2 研究懇談会の実務を担当するために、1正会員につき2名の研究懇談会委員（以下「委員」という。）を置き、その1名を事務担当、他の1名を技術担当とする。

(役 員)

第4条 研究懇談会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長2名
- (3) 幹事7名（委員長及び副委員長を含む。）

2 幹事は委員の互選により選出し、委員長は幹事の互選とする。

3 副委員長は、幹事の中から委員長が指名する。

4 委員長は、研究懇談会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。

委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した順序により副委員長が職務を代行する。

- 5 幹事、委員長及び副委員長の任期は、本会の定款第24条に定める本会の役員の任期に準ずる。
- 6 委員長または副委員長に欠員が生じた場合は、第2項及び第3項の定めるところに準じ後任者を選出しなければならない。ただし、幹事に欠員が生じた場合は、原則として当該幹事が所属する正会員である法人より後任者を補充するものとする。
この場合において新たに選出された幹事、委員長または副委員長の任期は、前任者の残存期間とする。

(研究懇談会)

- 第5条 研究懇談会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員の3分の1以上から招集を求められたときは、招集しなければならない。
- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。この場合に、1正会員から複数の委員の出席があっても、出席者数は1と数える。議案に対して可否同数のときは議長がこれを決する。
 - 3 会議の議長は、委員長があたる。
 - 4 会議の議事は、委員長が指名する委員が記録し、委員会終了後速やかに欠席委員に知らせるものとする。
 - 5 研究懇談会は、事務の処理について急を要するときは、委員に書面により賛否を求めることができる。

(幹事会)

- 第6条 幹事会は、幹事をもって構成し、研究懇談会の事業運営に関する事項を企画立案するとともに、研究懇談会の運営にあたる。
- 2 前項の幹事会に前条の規定を準用する。

(小委員会)

- 第7条 委員長は、第2条に定める業務を行うため、必要に応じ研究懇談会の同意を得て、小委員会を設けることができる。
- 2 小委員会の小委員長は、委員長が指名する。
 - 3 第1項の小委員会に第5条の規定を準用する。
 - 4 小委員会委員の任期は、当該業務が完了したとき終了する。

(研究懇談会費)

第8条 委員は、研究懇談会の業務を行うため別に定めるところにより、研究懇談会費を納入しなければならない。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(その他)

第10条 この規程に定めるほか、研究懇談会の運営上必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1. この規程は、平成17年11月29日から施行する。
2. 第4条の規定にかかわらず、平成17年3月18日に開催された産業廃棄物研究懇談会の幹事会において選出された役員については、同条の規定の経路を経て選任されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。